

九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン

《宿泊事業者用取扱募集要項》

令和 8 年 9 月 18 日

公益社団法人 福岡県観光連盟

1. 目的

令和八年熊本地震により深刻な影響を受けた九州地方の風評被害を払拭し、旅行需要を早期に回復及び喚起するため、九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーンを実施します。実施に際して、本事業の取扱宿泊事業者を次のとおり募集するものです。

2. キャンペーンの概要

(1) 名称

九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン（以下、「本キャンペーン」）

(2) 割引適用期間

令和 8 年 10 月 1 日(木)～令和 8 年 12 月 15 日(火) ※令和 8 年 12 月 16 日(水)チェックアウトまで

※ただし、令和 8 年 9 月 24 日（木）以降に予約した宿泊が対象です。

※本キャンペーンでは、適用除外日の設定はありません。（土日祝の宿泊も適用可）

※予算上限に達し次第、終了します。

(3) 割引方法

宿直割引（チェックイン時に、宿泊者への誓約・割引適用条件の説明が必要）

(4) 割引対象・割引率

宿泊費等の総額の 50%（1 旅行・1 人当たり最大 20,000 円）

※連泊制限は設けない。一方で、割引対象は1泊1人あたりではなく「1 旅行予約 1 人あたり」とするため、泊数に関わらず割引上限額（20,000 円）は変わらない。

※ただし、宿泊料の発生しない日帰り利用料金は割引対象外です。

(5) 対象宿泊施設

取扱宿泊施設として本キャンペーンに登録された福岡県内に所在する宿泊施設

(6) 主な利用条件

・宿直割引については、対象宿泊施設の公式ウェブサイトもしくは電話で直接予約された宿泊予約であること。

※宿泊施設公式ウェブサイト以外の予約サイト（OTA 等）で予約された宿泊、旅行事業者経由で申し込まれた旅行商品に含まれる宿泊は宿直割引の適用対象外です。

3. 取扱宿泊事業者の募集について

(1) 登録条件

取扱宿泊事業者については、以下の条件を全て満たす必要があり、登録後に条件を満たさな

いことが発覚した場合、直ちに登録を取り消します。

- ① 福岡県内に所在し、観光客に宿泊のサービスを提供する施設であること。
- ② ①の宿泊施設とは、**④「旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて行う同法第 2 条第 2 項から第 3 項の営業に係る施設（下宿営業を除く）」**、**⑤「住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項に規定する届出をしている住宅」**、**⑥「国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 13 条第 1 項に規定する認定をうけた施設」とする。**
- ③ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）」の第 2 条第 6 項第 4 号に規定される施設ではないこと。
- ④ 「福岡県暴力団排除条例」（平成 21 年福岡県条例第 59 条）を遵守できる施設であること。
- ⑤ その他、公序良俗に反しないこと。
- ⑥ 過去に福岡県が行った旅行助成事業において、ルールどおり適切に運営されていること。
- ⑦ 以下（2）に示す留意事項（ルール）を遵守できる施設であること。

（2） 留意事項（ルール）

- ① 旅行当日、旅行者（代表者）による利用証明書への署名等が必要であるため、旅行者への適切な周知を行うとともに、署名済の利用証明書の保管（事業終了から 5 年間保管／2032 年 3 月 31 日まで）を行うこと。旅行者が旅行事業者や OTA を通じて予約した宿泊サービスについても利用証明書の発行・保管を行うこと。なお、旅行当日、宿泊施設において適切に利用証明書の署名等ができない場合は、補助対象外となる場合があります
- ② 本キャンペーンの取扱いに関し、宿泊客とトラブルにならないよう努めること。
（例）本キャンペーンの利用を停止した際は、その旨を事前に宿泊者に伝えること
- ③ チェックインの際に、本キャンペーン利用者の宿泊者名簿の管理を確実にすること。
- ④ 本キャンペーンを利用する意思を示していない利用者の宿泊に無断で割引を適用しないこと。
- ⑤ 宿泊事業者自ら（従業員含む）が割引クーポン等を事前に取得したうえで、宿泊予約を募らないこと。また権利の転売を行わないこと。
- ⑥ 本キャンペーンの取扱事業者登録申請や精算業務を事務局指定のシステムを使用して行うこと。その他、本キャンペーンが示すマニュアル、FAQ 等の内容を遵守すること。
- ⑦ 取扱施設名の告知は、本キャンペーン特設サイト等でも実施するが、各施設でホームページ等を運営している場合は、そちらでも積極的な発信に協力すること。
- ⑧ 事務局との精算に使用するシステムの ID 等の管理のほか、個人情報等の適切な管理のほか、精算に係る帳票類を適切に管理できること（事業終了から 5 年間保管／2032 年 3 月 31 日まで）。
- ⑨ 助成金の審査にあたり、事務局側が求める追加書類（宿泊証明書、領収証等）の提出に

応じること。

また、キャンペーンの運用・申請内容等に疑義が生じた場合等、福岡県観光連盟または事務局が求める調査・確認に応じること。

⑩ 宿泊代金、利用人数等の水増しなど、助成金を不当に多く引き出すことに繋がる一切の行為をしないこと。

⑪ 宿泊事業者は、本キャンペーンによる支援を理由として宿泊料金等を不当に引き上げるなど、本事業の趣旨に反する行為を行ってはならない。

4. 取扱宿泊事業者登録申請方法

(1) 事務局への登録申請

本キャンペーンの取扱を希望する宿泊事業者は、事務局への登録のため以下の書類をシステム（AMARYS）にて提出してください。 URL：<https://amarys-jtb.jp/fukuoka-hr/>
(提出書類)

① 九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン取扱宿泊事業者登録申請書（システム（AMARYS）へ入力）

② 当該施設を運営する上で必要な許可を得ていることを証する書類（営業許可証、特定認定書、その他事務局が定める書類等）（システムへアップロードして提出）

③ 取扱宿泊事業者同意確認書（システム内へアップロードして提出）

④ 暴力団排除の誓約書（システム内へアップロードして提出）

⑤ 口座情報（システムへ入力）

⑥ 口座情報が確認できる書類（通帳の写し、口座証明書等）
(システム内へアップロードして提出)

(取扱事業者登録申請期間)

令和 8 年 9 月 18 日（金）～令和 8 年 12 月 15 日（火）まで

※申請した時点で助成予算が終了している場合には、受付できないことがあります。

5. 宿直割引の精算について

宿直割引の適用開始後すみやかに、次の方法にて精算手続きを行ってください。

(1) 方 法 指定する精算システムを使用すること。

(2) 回 数 原則、月に 2 回程度の精算を行うこと。

(3) 支 払 事業者が指定する金融機関への口座振込とする。なお、振込に係る費用は本事業において負担する。

(4) 期 限 精算スケジュールはマニュアル等で通知します。

※最終実績報告に間に合わない場合、支払いに応じることができない場合があります。

※精算に関する手続き等の詳細については、登録事業者向けマニュアルを公開します。

6. 今後のスケジュール

9月18日（金）：宿泊事業者へのマニュアルの公開、募集開始、ID/PW の付与

9月24日（木）：割引予約受付開始、精算システムへの予約入力開始

10月1日（木）：割引宿泊開始

＜キャンペーン全般・取扱事業者登録に関するお問い合わせ先＞

九州ふっこう応援割ふくおかキャンペーン事務局

【事業者向け】

申請システム URL（宿泊事業者用）：<https://amarys-jtb.jp/fukuoka-hr/>

T E L： 050-1732-4653

メール：fukuoka-fukkou-toroku@jbx.jtb.jp